

1. 家庭生活の充実

充実した家庭生活のため、家族の団らんや休養による安らぎ、子供を生み育て、教育し、病人や老親を介護するなどの家庭の持つ機能が今後も適切に維持できるよう、育児相談や保育サービスの充実、子育てに対する経済的支援、基礎的な介護技術の普及等家庭を支援する施策を推進する。

2. コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

- (1) コミュニティ活動やボランティア活動が住みよいまちづくりにつながることを期待される。
- (2) 企業自体の社会貢献活動の推進に加えて、従業員が企業から自由な立場でボランティア活動等を行えるよう、休暇、資金等での支援が期待される。学校教育におけるボランティア活動の拡充を図るとともに、入学試験等におけるボランティア活動の評価を促す。
- (3) ボランティア活動等に関する情報提供システムの整備、活動の拠点づくり、指導者やコーディネーターの育成等を図る。
- (4) 多様な非営利組織によって行われている住民参加型福祉活動については、将来のための時間貯蓄の仕組み（活動を行った時間数を積み立て、将来、積み立てた時間だけサービスを受けることができる仕組み）などにより、参加意欲を高めるとともに、そのネットワークづくりを進める。

第2節 環境と調和した簡素なライフスタイルの実現

地球環境、資源・エネルギー問題が重要となる中で求められる新しいライフスタイルは、環境と調和した簡素なライフスタイルである。このため、環境保全、省資源・省エネルギーに関する国民意識の変革を促し、廃棄物の排出抑制と資源リサイクルを推進する。

- (1) 環境保全や省資源・省エネルギーについて、学校における教育や消費者啓発活動、情報提供の充実等により国民の意識の変革を促すとともに、地域の自主的な運動の一層の活性化を促進する。生産者は商品情報の適切な提供等により、消費者が環境への負荷が少ない省資源・省エネルギー型の商品の選択が可能となるような条件を整備する。

- (2) 省エネルギーの促進や国民の余暇活動の増進を図るため、サマータイム制度の導入について検討を行う。
- (3) 市町村において地域の実情に合った分別収集体制の整備・拡充を図る。消費者においても、廃棄物の排出抑制や廃棄物の分別等への積極的な協力が期待される。また、再生資源を利用した商品の選択を促進する。
- (4) 一般廃棄物の収集・処理等の費用は、家庭系の廃棄物についても適切な負担を求めることにより、廃棄物の排出抑制を図るとともに、預り金制度(デポジット制度)の導入の条件を整備し促進するための方策を検討する。また、排出者の責任を明確にし、廃棄物の収集・処理の費用等が製品の価格に適切に反映される仕組みづくりなど、経済的手段の活用について幅広い検討を行う。

第3節 内外価格差の是正と透明な市場ルールの確立

我が国の家計所得は名目上世界最高水準となったとはいえ、内外価格差の存在により実質的な購買力は低い。内外価格差は縮小傾向にあるものの欧米諸国に比べ依然割高であり、これを更に是正するため、経済的規制の緩和の推進と独占禁止法の厳正な運用など競争政策の一層の推進を図るとともに、生活者・消費者の視点に立った透明な市場ルールの確立を図る。

- (1) 食料品、いわゆるブランド品を含む輸入工業製品、公共料金、土地利用型サービス等を中心に、各々の財別、品目別の特性等に応じた一層の是正努力を継続する。
- (2) より総合的・継続的な内外価格差調査を行い、消費者への情報提供等の充実を図る。
- (3) 需給調整の観点からの参入規制や価格規制などの経済的規制については厳格に見直しを行い、制度・運用の改善を一層推進することとし、特に以下の規制緩和を着実に推進する。また、規制緩和後の取引の公正の確保に努める。
 - ① 電気料金の季節別時間帯別料金の拡充、ガス料金の複数二部料金制への移行等サービスの質やコストに応じた適切な料金メニューの整備、航空運賃への割引運賃及び国際航空の特別運賃へのゾーン制の導入・拡充を推進する。
 - ② 改正法が施行された大規模小売店舗法や緩和された酒類販売業の免許基準、原油処理枠が撤廃された石油関連法制について、適切な運用を図るとともに、運用状況に即した点検・評価等を行う。

- ③ 預貯金金利の自由化など金融、資本市場の一層の自由化を推進する。
- ④ 自然エネルギーやエネルギー効率の高い分散型電源の開発・導入等を推進する。
- (4) 競争条件の整備のため、流通・取引慣行の改善と企業内容の透明性の確保、適用除外カルテル等独占禁止法適用除外制度の見直しを図る。再販適用除外制度については、原則平成5（1993）年4月までに指定商品の約半数の品目の指定取消しを行う。また、再販が認められる著作物の範囲について立法措置による明確化を図る。
- (5) 行政指導の透明性、明確性の確保、及び基準・認証、検査手続制度の改善を図る。

第4節 充実した消費生活の基盤の確立

消費者保護施策等により自立した消費者の基盤を確立するとともに、行政サービスを利用者の視点から見直し、既存組織間の連携強化等により利便性の向上を図る。

1. 自立した消費者のための条件整備

- (1) 経済社会が高度化・複雑化する中で消費者と企業等との間で情報収集能力等の格差が拡大しており、消費者の自立性を高めるには十分な環境整備が必要である。

このため、規格・表示を含む消費者への情報提供や消費者教育の一層の充実、自主的な消費者組織・消費者活動のための環境整備等を通じて、消費者への支援を一層強化する。

- (2) 消費者安全に係る規制は安全性の十分な確保の観点から必要に応じて見直す。輸入食料品等の安全性確保、被害等の情報交換の促進及び消費者信用等の取引の適正化を図る。
- (3) 製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済制度の在り方については、被害者救済の実効性の確保と国際化の進展に対応した制度の調和を図る観点から緊急の課題として検討が進められ、また、事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方については、製品事故や消費者被害救済の実態、経済社会への影響等を十分踏まえた検討が進められているなど種々の場で検討が行われており、それらの成果を活用する。

2. 利用者の立場に立った公的サービスの確立

- (1) 利用者の利便性の向上を図るため、各省所管法令手続をリンクさせた電算化等による輸入手続の簡素・合理化、安全で円滑な道路交通の確保のための適切な駐車規

制と駐車場整備の促進や地下埋設工事などの実施時期の調整による道路の掘返しの抑制、福祉機器等の開発・普及等の分野において、各省庁の連携を強化・推進する。

- (2) 社会資本整備においても空港とアクセス交通など異部門間の整備、公民館と図書館等社会教育施設の集中立地など類似機能・関連機能の協調、公共住宅と社会福祉施設の合築など機能の複合化等について各省庁の連携強化や地方公共団体による事業の総合化を推進する。
- (3) 公的施設における利用時間の延長、病院等の待ち時間の短縮、案内標識の整備等外国人にも分かりやすい行政サービスの提供など利用者の立場からの見直しを推進する。

第6章 特色ある質の高い生活空間の実現

第1節 住生活の充実

国民生活の最も重要な基盤をなす住生活の充実を図ることは、「生活大国」を築く上で最も重要な課題の一つである。このため、居住関連の投資の持続的拡大を図り、良質な住宅ストックの蓄積と安全で良好な居住環境を整備することにより、居住水準の向上を図る。

特に、大都市圏では地価が依然として高水準で中堅勤労者の住宅取得が困難となっていることから、東京を始め大都市圏においても、勤労者世帯の平均年収の5倍程度（諸条件の下における住宅の取得のために調達可能な資金額）を目安に良質な住宅の取得が可能となることを目指して、できる限りこれに近づけるよう、適正な地価水準の実現を図るための総合的な土地対策を着実に推進するとともに、住宅対策等の諸施策の充実を図る。

1. 土地対策の推進

「土地についての公共の福祉優先」など、土地基本法に示された理念の一層の定着を図ることが重要であり、土地神話の打破を目指した総合的な諸施策を地方公共団体との連携と協力の下に着実に実施する。また、土地問題が経済や金融の動向と密接に関係していることにかんがみ、経済運営において地価に十分配慮する。

具体的方策としては、土地が最も有利な資産であるという状況をつくり出してきた要因を除去するとともに、住宅・宅地の需給バランスを図ることが重要であり、

「総合土地政策推進要綱」を基本として、土地税制の活用、住宅・宅地供給の促進等以下の諸施策を強力に推進する。

(税制の活用)

- (1) 土地の資産としての有利性の縮減、土地の有効利用の促進、税負担の公平の確保等を図り、土地を投機の対象とすることなく、利用価値を重視する価値観を築き上げる。このため、地価税の創設、市街化区域内農地の課税の特例の廃止等総合的見直しがなされた土地税制を着実に実施するとともに、平成6（1994）年度における固定資産税評価の均衡化・適正化を的確に実施する。

(住宅・宅地供給の促進)

- (2) 東京等大都市圏における強い住宅・宅地需要の分散を図るとともに、広域的計画に基づく計画的な宅地開発等により、住宅・宅地供給を促進する。その際、1991～2000年度の間首都圏での建て替えも含めた住宅供給戸数を東京都心から0～30kmで約260万戸、30～50kmで約145万戸、50km以遠で約25万戸、合計431万戸とするなど通勤可能な地域において大量の住宅・住宅地の供給を促進する（別表参照）。

大都市の都心部や鉄道沿線等については、中高層共同住宅を基本とした土地の有効利用を進める。

- (3) さらに、住宅・宅地供給の促進に当たって以下の施策を推進する。
 - ① 生産緑地の指定を受けない市街化区域内農地について、各種の基盤整備、良好な賃貸住宅建設に係る促進制度の活用等による計画的な宅地化を誘導する。
 - ② 既成市街地における工場跡地等の低未利用地や低未利用の国公有地で住宅地としての利用に適したものについて、その有効高度利用を図る。
 - ③ 各種税制の活用や関連公共施設整備の推進等により、新市街地における計画的な住宅・宅地の供給を行う。
 - ④ 宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正や住宅系開発の抑制方針の見直しを行い、地方公共団体の積極的な取組を推進する。
 - ⑤ 新たな借地借家制度を活用するとともに、不動産の共同投資のための証券化に対応した制度の確立等による第三者の事業への参加を促進する。

(土地利用の適正化)

- (4) 住居系地域における地価の適正化と良好な住環境の保護を図るため、住居系用途地域等の都市計画の詳細性の確保、住宅機能を確保した優良なプロジェクトに対する容積率の割増し等を行う。また、土地利用計画制度における計画内容の充実等に

より、地方公共団体の土地利用の調整機能の強化等を図るとともに、都市ビジョンの明確化により、土地利用の適正化を推進する。

- (5) 計画的市街地整備や公共事業の円滑な推進のため、土地の先買い制度を活用するとともに、土地収用制度の積極的な活用を図る。

(投機的土地取引の防止)

- (6)、金融機関の土地関連融資については、タイミングを逸することなく総量規制が発動されるよう、その伸びを常時監視するとともに、金融検査の活用やヒヤリングの機動的実施を通じ、厳正な指導を行い、投機的な土地取引に係る融資を排除する。
- (7) 状況に応じた監視区域制度の的確な運用等地価の再高騰を未然に防止する土地対策の的確な実施等のため、土地に係る基礎的データを整備・充実するとともに、短期的な地価動向の的確かつ迅速な把握に努める。

2. 良質な住宅と住環境の形成

良質な住宅ストックの形成を図るとともに、高度化・多様化する居住へのニーズに的確に対応し、多様な住生活の選択を可能とする条件整備を行う。

- (1) 住宅の生産性向上のための生産供給体制の合理化、技術開発の推進等により住宅価格の安定を図るとともに、住宅の取得能力向上のため税制、金融面での支援措置の活用を図る。

(良質な賃貸住宅の確保)

- (2) 公営住宅、公団住宅等について計画的な街づくりと一体となった供給を推進するとともに、良質な賃貸住宅を確保するため、民間賃貸住宅の借上げ方式や借地方式、他の公共施設との合築方式等の活用、総合的な計画の策定による建て替えの推進等により、公共賃貸住宅供給の拡充を図る。
- (3) また、金融、税制上の支援策の活用等により、3～5人の標準世帯向けの良質な民間賃貸住宅の建設を促進することとし、特に、市街化区域内農地の活用による良質な住宅の建設の誘導を強力に推進する。また、低質な木造賃貸住宅の密集地区を始めとする低水準の住環境の地区については、その実情に応じた各種住環境の整備事業を推進するとともに、低質な民間賃貸住宅の建て替え等により良質な住宅の供給を促進する。

(既存ストックの有効利用)

- (4) 増改築等リフォームの推進、マンションの維持管理体制の充実、共用部分の修繕

費用に対する助成の活用、不動産流通市場の一層の整備・充実等による既存ストックの有効利用を図る。

- (5) 地域開発と連携し、良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、個性ある地域文化を創造する住まいづくり、環境と共生する住宅及び住環境の整備を進める。

第2節 特色ある生活圏域の形成

地方分権の推進等、地方公共団体の行財政基盤の強化を基本として、主体的かつ個性的な地域づくりを推進する。これと併せ、中核都市、中小都市や農山漁村がそれぞれの機能や個性を発揮し、中核都市と周辺地域からなる広域的な生活圏域の一体的な整備を進め、都市的な利便性が確保された快適な生活環境を形成する。また、自然環境のみならず、産業、文化、歴史等の地域の個性をいかしつつ、美しい景観を備えた魅力ある地域づくりを進める。

(広域的な生活圏域の整備)

- (1) 広域的な見地から、中核都市を中心に、都市・産業機能の集積を一層進めるとともに居住環境の向上を図る。
- (2) 中小都市においては、中核都市との連携を強化しつつ、周辺地域の日常生活を支える中心的機能を果たす市街地整備等を推進するとともに、小規模でも世界に通用する個性的な都市づくりに努める。
- (3) 農山漁村においては都市と多様な交流を図りながら、その多面的機能が発揮されるよう地域の特色を踏まえた整備を進め、住みやすく美しい農山漁村の形成に努める。また、地域社会を維持し、定住人口の確保等に努める必要のある地域については、定住条件の総合的整備や地域資源の適切な利用・管理を図る。
- (4) さらに、中核都市と周辺の中小都市や農山漁村とのアクセス条件の改善を図ることにより、集積に伴う便益の周辺地域への波及効果を高め、都市的利便性を享受し得る生活圏域の拡大を図る。
- (5) 基礎的自治体としての行政能力の確保・増進等の見地から、自主的な市町村合併の円滑な推進を図る。

(特色ある地域づくり)

- (6) 地域の個性や魅力を活用した特色ある地域づくりを進めるため、土地利用計画の策定など地方公共団体の主体的な取組を推進するとともに、地方分権の推進等その

行財政基盤の強化を図る。

- (7) 地域における特色ある機能の集積に当たっては、優れた人材の育成・確保が重要であり、個性的で国際的に通用する高等教育・研究機関の拡充を進める。

また、特色ある地域産業の振興を図るとともに、地域の特性に応じた総合的な地域雇用対策の推進により魅力ある雇用機会の創出を図る。さらに、地方の雇用情報や生活関連情報等を提供する体制の整備・充実を通じ、人材の地方還流の円滑化を促進する。

第3節 生活に関連した社会資本整備

生活大国の実現のためには、立ち遅れがみられる生活に関連した社会資本整備を重点的に図っていくことが必要不可欠である。このため、社会資本整備に当たっては本計画で示した利用者の視点に立った整備目標などを踏まえ、快適な生活環境を形成するとともに、圏域内交通・交流の円滑化を促進する（別表参照）。また、特に生活に関連した社会資本の整備については地方公共団体の役割が重視されてきている。このため、国・地方の合理的な役割分担を構築しつつ、地方公共団体による地域に密接に関連した社会資本整備を積極的に推進する。

1. 快適な生活環境の形成

（基礎的な生活環境の整備）

- (1) 排水の衛生処理を普及の遅れている地方都市や農山漁村に重点を置きつつ、推進する。

このため、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、集落排水施設の整備を進めることにより、おおむね2000年には、排水が公共的主体により衛生処理される人口の割合を7割を超える程度（1990年度見込み45%）に増加させるとともに、公共団体の助成を活用した合併処理浄化槽の整備を促進する。

- (2) 廃棄物の排出抑制に努めつつ、おおむね2000年に、市町村が処理すべきごみのほとんどすべて（1991年度見込み80.8%）を減量処理することを目標に廃棄物処理施設を整備するとともに、その資源化やごみ焼却に伴う余熱の一層の有効活用、広域的な処理も含め最終処分場の計画的な整備を図る。

- (3) 良好な水質の水資源の確保、高度浄水施設の整備により、安定的においしい水が

供給されるようにする。また、計画期間中に、都市住民等の生活環境保全のために整備された森林の面積を一人当たり約10㎡(1991年度見込み5.5㎡)にするなど自然環境の保全や利用施設の整備等に努めるとともに、森林都市構想の推進を図る。

(良好な生活空間の確保)

- (4) 計画期間中に、都市内道路網等の基盤が整備された地区の割合を約46% (1991年度見込み約38%) にすることなどを旨として、面的整備や道路の整備を進めるとともに、都市計画の詳細化等による土地利用の適正化、建築物の誘導などにより、良好な市街地を整備する。
- (5) 農山漁村においては、生産基盤との一体性に留意しつつ、都市と比較して相対的に劣っている生活環境の向上に向けて快適な生活基盤の整備を促進する。
- (6) 都市公園等について、歩いて行ける範囲の公園の普及率を計画期間中に、約59% (1990年度見込み48%) に引き上げるなど市街地において公園が容易に利用できるように努める。

(美しい社会資本の整備や景観の形成)

- (7) 歴史や自然等地域の個性をいかした美しく、潤いのある社会資本の整備、屋外広告物等の適正な規制・誘導などにより、人々が愛着を持てる景観の形成を行う。
- (8) 緑の整備については、計画期間中に、景観や親しみに配慮して緑化の行われている道路、河川、急傾斜地の割合をそれぞれ42%、18%、16% (1991年度見込み33%、10%、10%) に高めるとともに、港湾、漁港についてもそれぞれ2.5%、2%を上回る程度 (1991年度見込み 1.9%、1%) に向上させる。

2. 圏域内の交通と交流の充実

(鉄道混雑の緩和)

- (1) 大都市圏において問題となっている通勤の長時間化、混雑区間の長距離化の改善を図る。このため、おおむね2000年には、東京圏における鉄道の混雑率を180%程度 (1989年度約200%) に改善することなどを旨として、地下鉄等の鉄道新線建設、複々線化、ターミナルの改良等の輸送力増強工事など引き続き大都市圏における鉄道整備を進める。併せて、時差通勤やフレックスタイムの促進による混雑緩和対策を推進しつつ料金面での考慮の検討を進める。また、アクセスの改善、駅前広場等の整備と一体となった駐輪場の整備を推進する。

(交通渋滞や路上駐車緩和)

- (2) 大都市圏及び地方の主要都市における交通渋滞や路上駐車が市民生活等に深刻な影響を与えている。このため、長期的には、道路の平均走行速度を大都市圏、地方圏においてそれぞれ30km/h、46km/h (1990年度23km/h、40km/h) まで改善することを目指し、環状道路等を始めとする体系的な道路網の整備や交差点の改良等各種渋滞対策を推進する。さらに、民間駐車場への助成、公共駐車場の整備等を進めることにより、計画期間中に、中心市街地の駐車場整備地区における一般用の駐車場の充足率を80% (1990年度70%) に引き上げる。

(開発利益の還元)

- (3) このような社会資本整備に当たっては、開発利益の公共や事業主体への還元や、事業主体に還元がなされるまでの間開発資金を融資する仕組みが必要である。開発利益の還元方策としては今後多様な手法を検討していく必要があるが、都市計画税などによる開発利益の公共への吸い上げも一つの有効な手法と考えられる。

(地方圏の交通の利便性の向上)

- (4) 都市と周辺地域からなる広域的な生活圏域において、全国どこでも都市的利便性が享受されるよう、地域高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備を進めるとともに、鉄道特性、投資効果等を踏まえながら幹線鉄道の高速化を軸とした公共交通サービスの向上を図る。この結果として、例えば長期的には、周辺地域から地方中核都市に1時間以内に到達できる人口の割合は8割台半ば (1991年度7割台半ば) となると見込まれる。
- (5) 過疎地、離島等においては、地域の振興、活性化に資する交通基盤や生活に密着した公共交通の確保を図る。

(圏域内における情報通信基盤の整備)

- (6) 大都市圏においては、高度な情報通信手段を活用したサテライトオフィス等の情報拠点施設の整備などにより業務機能の分散を促進するとともに、地方圏においては、自動車電話等が使えない地域や民間放送の難視聴を解消するなど情報格差是正のための基盤整備を推進する。